

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課 ）

制 度 名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設		
税 目	相続税、贈与税、登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在である個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。</p> <p><平成 30 年度与党税制改正大綱の書きぶり> (検討事項)</p> <p>個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>個人事業者は、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献している重要な存在である。このような個人事業者の「事業の持続的な発展」（小規模企業振興基本法第3条）につなげるため、事業承継に係る制度を整備し、その円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>全国約 381 万の中小企業者、中でもその9割弱を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在である。しかしながら、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている。</p> <p>こうした課題を解決し、小規模事業者等の振興に光を当てるため、「小規模企業振興基本法」が制定された。同法では、小規模事業者の事業承継のための必要な施策を講ずるとされている。（小規模企業振興基本法第16条第2項）</p> <p>特に、小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業承継時には、居住用資産のみならず、他に有している事業用資産に相続税・贈与税が課税されることになる。事業用資産は今後の事業の継続のために必要な資産であるが、個人事業者は一般的に担税力が低く、事業承継をする際の課題となっている。</p> <p>（参考）中小企業基本法（抜粋）</p> <p>第24条</p> <p>4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（参考）小規模企業振興基本法（抜粋）</p> <p>第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条</p> <p>2 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>		
	今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け

	政策の達成目標	個人事業者の事業承継の円滑化を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	全国約 200 万の個人事業者のうち事業承継を予定しており、かつ、そのタイミングにさしかかっているものの相続税・贈与税等の負担が課題である者が対象となる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	事業承継後の事業継続に必要な資産（土地・建物・機械等）の承継を円滑化することにより、円滑な世代交代と、税負担による個人事業主の廃業等を防ぐ効果が見込める。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第 69 の 4）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>※ 厚生労働省では、該当なし 以下、経済産業省で措置</p> <p><法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営承継円滑化法（平成 30 年 3 月末現在） 遺留分に関する民法特例 170 件 金融支援 144 件 <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継・世代交代集中支援事業 （平成 29 年度補正予算額 50 億円） ・ 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 （平成 29 年度予算額 61.1 億円） <p><財投></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継・集約・活性化資金 （日本政策金融公庫） 中小企業事業 137 件 国民生活事業 279 件
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している。また、純資産が4,800万円を超える個人事業者の事業用資産のうち、土地・建物・機械等の割合は約70%（出典：中小企業庁委託アンケート）を占めており、こうした個人事業者については、事業承継に支障を来す可能性がある。</p> <p>このため、個人事業者の事業用資産に係る負担を軽減し、事業承継の円滑化を図ることは妥当である。</p> <p>※4,800万円は相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額を指す。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度税制改正においても要望。</p>	